

職場におけるパワー・ハラスメント（パワーハラ）を、従業員が不法行為だと訴え出て、加害者と会社に損害賠償の請求をするケースで、「これを認容する」判決が相次いでいる。労働局への相談も、「職場でのいじめ・嫌がらせ」が群を抜いているとか。

そうはいつても、不法行為の成立要件は、加害者が「故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護された利益を侵害した」（民法709条）ことを裁判で主張し、その事実を立証しなければならない。特にこれが1対1の場面でのやりとりだと、その際の状況を立証するには、本人陳述に頼らざるを得ないが、被告の本人尋問と対比され、また指導との境があいまいといわれ、証明に至らないケースが出てくる。

文書・証言・検証・鑑定等の立証方法のなかで、本人尋

パワハラ裁判

匠プラザ21
経営法務大学

に罵声の数々が入っていたり、人権無視の言動が出ていたりすると、パワハラの事実はいともたやすく認定されて終わる。

人も問題はないかと聞いてくる。文書は、思想を記録し、かつ伝達する紙媒体として、証拠の中でも最重要視されてきた。それだけに、文書を証拠として用いるには、「形式的証拠力」といい、その記載内容が作成者の思想を表現した（作成の真正）ものであるかどうかが、実質的証明力に先立ちチェックされることになっている。

が、黄木現像のわいせつファイルを所持していたとして、被告人が起訴されたケースで、その状態で証拠足り得るのかを争ったことがあった。さて、こうした新種証拠をどう扱うかについて、光媒体の場合、媒体の機能を重視して書証として取り調べるか、それとも、形式的証拠力の判断は視覚によるしかない以上、検証扱いにするべきだとの意見が対立している。

磁気媒体はこれと異なり、視覚に加え、聴覚でもその内

種証拠にしても、大して問題になる場面はない。もつとも録音の隠し撮りが、反社会的手段によってなされたときは、証拠とされない。

隠し録音も証拠になる

問は他の証拠で足りないときの補充証拠と位置付けられていることも作用する。

ところが、「ここにきて、多用が始まったものに、「隠し録音（録画）」があり、そこ

【新種証拠の問題】かつては、相手方の同意のない録音は証拠にならないとか、隠し撮りは信義に反し証拠から排除すべきだとする論調もあった。隠し撮りをして

容を知ることができるので、「文書に準じるもの」としたうえ、書証による証拠調べが行われている。実際のところ、録音アーピスは、別に反訳文を付けて提出する。

ことを裁判で主張し、その事実を立証しなければならない。特にこれが1対1の場面でのやりとりだと、その際の状況を立証するには、本人陳述に頼らざるを得ないが、被告の本人尋問と対比され、また指導との境があいまいといわれ、証明に至らないケースが出てくる。

文書・証言・検証・鑑定等の立証方法のなかで、本人尋

に罵声の数々が入っていた
り、人権無視の言動が出ていた
たりすると、パワハラの事実
はいともたやすく認定されて
終わる。

人も問題はないかと聞いてくる。文書は、思想を記録し、かつ伝達する紙媒体として、証拠の中でも最重要視されてきた。それだけに、文書を証拠として用いるには、「形式的証拠力」といい、その記載内容が作成者の思想を表現した（作成の真正）ものであるかどうかが、実質的証明力に先立ちチェックされることになっている。

が、黄木現像のわいせつファイルを所持していたとして、被告人が起訴されたケースで、その状態で証拠足り得るのかを争ったことがあった。さて、こうした新種証拠をどう扱うかについて、光媒体の場合、媒体の機能を重視して書証として取り調べるか、それとも、形式的証拠力の判断は視覚によるしかない以上、検証扱いにするべきだとの意見が対立している。

磁気媒体はこれと異なり、視覚に加え、聴覚でもその内

種証拠にしても、大して問題になる場面はない。もつとも録音の隠し撮りが、反社会的手段によってなされたときは、証拠とされない。